

20～21 年度 第2回保団連代議員会 発言通告用紙

発言テーマ	日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象者にも医療費助成制度を使用できるように各協会に調査と要請を
<p data-bbox="188 315 308 349">発言内容</p> <p data-bbox="188 394 1412 667">児童・生徒等が学校の管理下において負傷し医療機関で治療を受け医療費（初診から治癒までの医療費総額）が500点を超えた場合、医療費の4割が独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」と言う）より災害共済給付金として児童・生徒の家庭に給付される。この給付金は、医療機関が記載する「医療等の状況」をもとにセンターが給付の可否を判断し、給付を決定した場合は設置者（教育委員会）と学校を経由し保護者に支給されるため、申請から支給まで短くても1カ月を要する。</p> <p data-bbox="188 685 1412 813">しかし岩手県は令和元年7月30日付の事務連絡「医療費助成制度における災害共済給付制度の取扱いについて（お願い）」を医療機関に送付し、センターの災害共済給付制度の対象となる場合は医療費助成の給付は対象外であるため医療費助成を使用しないよう呼び掛けている。</p> <p data-bbox="188 831 1412 1193">自治体における医療費助成制度は国が医療費抑制政策を進める中、医療費の負担を少しでも軽減し経済的弱者であっても疾病の早期発見・早期治療ができるよう住民の要求から出発し、住民と自治体の努力で少しずつ拡充され、今や住民にとって必要不可欠なものとなっている。こうした経緯にもかかわらず岩手県の「お願い」は、自治体の責務放棄であると同時に、一部負担金が発生することで患者が受診を控える事態が懸念されることや、医療機関にも混乱をもたらしていることから、当協会は本年4月、県に対してセンターの災害共済給付の対象であっても医療費助成制度を使えるようにすることと、医療機関に対する「お願い」事務連絡は今後発出しないよう要請した。</p> <p data-bbox="188 1211 1412 1384">一方で現在のシステムでは国と自治体及び保護者が負担し合うセンターの共済金について県はセンターに直接請求できない仕組みとなっているため、医療費助成を使用するとセンターの給付は抑えられるが県や市町村の負担は増える。こうしたことも影響してか、センターの担当者によれば、医療費助成を使えなくしている自治体は増加しているとのことである。</p> <p data-bbox="188 1402 1412 1469">については、各協会におかれては実態を調査し、医療費助成が使えないようであれば都道府県等に対し使えるよう要請して頂きたい。</p>	